

※障害者保健福祉推進事業等による障害者地域移行支援関連の研究一覧(抜粋)

- 1 精神障害者の地域生活移行を推進する者（特に地域で受け入れる支援者）の人材育成と支援の在り方に関する研究（平成 21 年度）
- 2 精神障害者退院促進支援事業の効果及び有効なシステム、ツール等に関する調査研究(平成 18 年度)
- 3 精神障害者の社会復帰において障害者自立支援法サービスと精神科医療との連携が効果的となるための要素に関する調査研究(平成 18 年度)
- 4 精神障害者の退院と地域生活定着に向けた医療福祉包括型ケアマネジメントのあり方の研究(平成 19 年度)
- 5 地域精神科医療等との連携を通じた地域生活支援モデル事業(平成 19 年度)
- 6 障害者地域移行支援プログラム研究事業(平成 19 年度)
- 7 地域移行推進における個別支援計画書(私の希望する暮らし)の妥当性の検証ならびに個別支援計画書策定手法に関する研修(平成 20 年度)
- 8 長期入院からの退院者など通所型サービスの利用が困難な障害者に対する地域生活支援の実態把握とモデル形成のための調査研究(平成 20 年度)
- 9 障害者の地域移行を推進するための調査研究 2008(平成 20 年度)
- 10 精神障害者の退院促進および円滑な地域移行のための地域支援体制構築に向けた研究(平成 20 年度)
- 11 精神障害者の円滑な地域移行を推進する地域体制整備コーディネーター等の人材養成研修プログラム開発事業(平成 20 年度)
- 12 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業（平成 21 年度）
- 13 精神障害者地域生活移行支援特別対策事業対象者の地域定着者の地域生活支援のあり方に関する究事業（平成 21 年度）
- 14 精神障害者の退院・退所を支援する地域移行推進員等の育成に関する調査研究事業（平成 21 年度）
- 15 高機能広汎性発達障害児者の地域以降に向けた新たな支援プログラムの開発と実践に関する調査研究（平成 21 年度）
- 16 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する事業（平成 21 年度）

※厚生労働科学研究による障害者地域移行支援関連の研究一覧

- 1 「知的障害者の地域移行を困難にする二次的障害とその対策に関する研究」（平成 16～18 年度）

その他、関連研究を参照のこと

<p>指定課題 17</p>	<p>生産活動を実施している事業のあり方についての調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日）において、障害者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、以下の観点から、就労支援の充実を図るべきであるとされている。</p> <p>① 一般就労への移行支援の強化 ② 就労継続支援のあり方 ③ 障害者雇用施策等との連携強化等</p> <p>現行の就労支援に係る事業については、就労移行支援、就労継続支援に区分されているが、これらの支援の一つとして「生産活動の機会の提供」が規定されており、その運用において明確な区分がされていない。さらに、生活介護、地域活動支援センターの支援における便宜供与にも「生産活動の機会の提供」を含み実施されており、その運用実態が就労支援に係る各事業との区分が明確になっていないとの指摘を受けている。</p> <p>そこで、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等において提供されている支援の実態調査を行い、それぞれの利用者像、生産活動の生産性の違い、訓練内容の違い等について明らかにし、今後の生産活動を実施している事業の見直し（整理・統合）を検討するためのたたき台の作成を行う。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1 生産活動を実施している事業及び自立訓練の実態把握</p> <p>生産活動を実施している事業（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター）において提供されている支援の実態調査を行い、それぞれの利用者像、生産性の違いや、訓練内容の違い等について把握する。産活動を実施している事業及び自立訓練の支援体制のあり方の研究。</p> <p>またその際には、生産活動を実施している事業者がどのような意図を持って、支援を行っているかについても分析すること。</p> <p><生産活動を実施している事業者の意図の例></p> <p>（例1）体を動かし、就労可能な体力（持久力等）を身につけさせるため。 （例2）現実の働く場を通じて、組織の一員としての職業的マナー等を身につけさせるため。 （例3）将来的に地域生活に移行するため、必要な経費等を意識させるための工賃収入をできるだけ向上させたいため。 （例4）利用者が想う地域生活像に即し、生きがいや活力を与えるため。 （例5）利用者の潜在的な能力を引き出し、希望する職業的専門性に対する技術的な指導を行うため。</p> <p>2 以下の項目に係る整理とともに、生産活動を実施している事業に関し、利用者像（当該事業を利用している者の利用ニーズや状態）等を明らかにした上で、事業機能の再整理を行い、見直しに向けた具体的な提案を行うこと。</p> <p>その際には、就労移行支援事業等では、将来的に一般就労によって労働対価を得るための具体的な準備訓練としての役割があり、また、高齢等の理由により、企業勤務の難しくなった方に対して、「その後の就労の場」を提供し支援する必要があることに留意すること。福祉サービスにおける生産活動の考え方（歴史・機序）</p> <p>(1) 生産活動を実施している事業の実態 労働者性、安全対策、最低賃金などの</p>

	<p>労働関係法規について</p> <p>(2) 利用者像に応じた事業機能の再整理とそれぞれの事業における支援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動を実施する事業の利用者像（当該事業を利用している者の利用ニーズや状態）の整理 ・ これらの利用者像に応じた事業機能の再整理 ・ 再整理後の事業における支援のあり方（標準利用期間のあり方、工賃支給、個別支援計画のあり方、事業者の責務、支援事業者の評価等） ・ 高齢等の理由による企業離職後の生産活動のあり方について 雇用から福祉へ（企業就労者のリタイア後の生産活動について）
<p>期待する事業成果</p>	<p>障害者の就労・就労支援（教育・福祉・労働の連携含む）あり方の議論に資するための就労支援等の実態把握及び議論のたたき台作成。</p> <p>a) 一般就労への移行支援の強化、b) 就労継続支援のあり方（特別支援学校卒業生等に対するすき間のない支援など）等、就労支援事業の見直し（整理統合）の検討に活用する。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 就労支援係</p>

<p>指定課題 18</p>	<p>障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害福祉サービスにおける日中活動プログラムの多様化を図ることは、利用者のQOLの向上に直結するものである。中でも、健康づくりは、メタボリックシンドロームや要介護状態になることを防ぐために、重要な取り組みである。とりわけ、競技性を重視し、障害の程度や部位により参加できる者を制限するスポーツとは異なり、日常動作の延長線上にある身体活動に係るプログラムの開発を行う事が必要である。</p> <p>また、当該プログラムの指導をできる人材を養成し、各事業所のみならず、地域や在宅でも実施できるよう普及する仕組みづくりは、障害者の地域移行の促進に繋がるものであることから、指導者の養成やプログラムの普及に係るスキームの検討を含め、本分野について調査研究する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>フィットネス指導者や障害体育の有識者、障害福祉サービス関係者、行政関係者等から構成する「障害者フィットネス推進委員会(仮)」を設置し、障害福祉サービス利用者の健康状態や日中活動プログラムの取組状況等の実態把握を行うとともに、障害福祉サービス事業所の日中活動プログラムに取り入れやすいフィットネスプログラムの開発を行うこと。</p> <p>また、当該プログラムを指導できる人材の養成に係るカリキュラムの作成や養成システムを検討すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告については、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス利用者の健康状態（障害内容や生活習慣病の罹患等） ・ 健康づくりに関する日中活動プログラムの取組み状況（取組みの有無、プログラムの内容、実施方法、実施対象等） 2 プログラムの開発（対象は車椅子使用者、知的障害者に限定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発するプログラムについては、推進委員会(仮)において協議・検証の上、以下の点を必ず網羅したプログラムとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性に配慮すること。 ○ スポーツではなく、日常動作の延長線上の動きを取り入れること。 3 人材の養成について <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成スキームの考案 ・ 指導者への研修カリキュラムを考案
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 福祉サービス係</p>

<p>指定課題 19</p>	<p>医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年の医療技術の進歩等により、多くの医療ニーズの高い障害者等が、医療的なケアを受けながら入所施設や在宅等で生活するようになってきている。</p> <p>しかし、その生活や支援の実態については十分に把握されていないため、生活を支援する通所サービスや訪問サービス等の提供に際して、職員配置や設備、医療機関との連携状況等、様々な課題が指摘されているところである。</p> <p>そこで当調査研究では、医療ニーズの高い障害者等の生活実態や医療的なケアを含むサービスの利用実態を把握して分析するとともに、特に支援上困難を伴っているケース等の事例検証を行い、今後の適切な支援策の検討に資するものとする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>調査対象は、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等、障害児施設（入所、通所とも）、ごとに、それぞれ一定数の利用者及び家族とする。</p> <p>調査は、全数あるいは適切な標本抽出により実施し（必要に応じて個別のヒアリング調査を行うこと）、障害者等の年齢、障害の状況、家族状況、必要とされる医療的なケア、利用しているサービス等、また、事業所については職員体制等を含めて、その生活及び支援の実態を明らかにして分析し、課題等について整理すること。</p> <p>必要に応じて事業所等への訪問調査を実施し実態把握及び分析を行うこと。</p> <p>併せて、関係団体についてもヒアリング等を実施し、医療ニーズの高い障害者等への支援に係る考え方等を把握し整理すること。</p> <p>なお、関係団体が、当調査研究の内容に関係すると思われる調査を各々実施している場合には、その報告書等についても、可能な限り収集すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療ニーズの高い利用者を支援する事業所の実態及び課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員等の配置体制の状況及びその分析 ・ 医療機関・かかりつけ医等との連携状況及びその分析 等 ② 医療ニーズの高い障害者等の生活実態及び課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の生活拠点（施設入所者、通所サービスを利用する在宅生活者、訪問サービスを利用する在宅生活者）別に、年齢、障害の状況、必要とされる医療的なケアの内容、その他障害福祉サービス等利用の状況、サービス提供者 等 ③ 関係団体等が把握している既存の実態調査結果等の分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の医療ニーズと対応状況（事業所職員や家族の対応等）の分析 ④ 医療ニーズを満たすための支援策の提言 （例）協力医療機関、訪問看護ステーションと連携した、医療の提供体制の構築に係るガイドライン作成 等 <p>その他、本調査研究テーマに必要と思われる内容を盛り込むこと。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 福祉サービス係</p>

<p>指定課題 20</p>	<p>障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年、障害者支援施設等の利用者の高齢化が進んできているが、その支援の実態が明らかでなく、定量的な分析も進んでない状況にある。そのため、指定基準に規定する職員配置や報酬上の加算等で、高齢化に伴う支援について直接的に評価は行われず報酬にも反映されていないところである。</p> <p>このため、施設利用者の高齢化の状況、高齢化による障害の状態変化に伴う支援内容の変化等について実態把握を行うとともに、高齢化した利用者が多く入所する施設での支援のあり方について調査研究する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>障害者支援施設等を対象に悉皆調査し、利用者の高齢化に着目した実態把握を行うこと。</p> <p>事業者団体、有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先進事例について分析を行い、高齢化した利用者に対する支援のあり方についての検討を行い、報告書を作成すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告にあたっては、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <p>1 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の年齢構成 ・ 年齢層別の障害状況、健康状態 等 ② 利用施設のバリアフリーの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有スペースのバリアフリーの状況 ・ 居室のバリアフリーの状況 等 ③ 支援手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化した利用者に対する支援内容や所要時間 ・ 年齢層別の支援内容の違い（高齢化した利用者の特化しているか） 等 ④ 先進事例の収集及び検証 <p>2 高齢障害者への支援のあり方についての提言（支援マニュアル（案）作成）</p> <p>把握した実態や先進事例の分析に基づき、高齢化した利用者に対する支援手法やハード面の工夫方法等、支援マニュアル（案）の作成</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 福祉サービス係</p>

<p>指定課題 21</p>	<p>障害児・者の移動支援のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法では、障害者等の移動支援については、</p> <p>① 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定以上の重度障害者等については、自立支援給付の「重度訪問介護」「行動援護」として、</p> <p>② 突発的なニーズへの対応など柔軟性のある支援を行う必要があるものについては、市町村が創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的に事業展開が可能な地域生活支援事業の「移動支援事業」として、位置付けられている。</p> <p>当調査研究では、地域で暮らす障害者等への移動支援について、今後の議論の参考とするために、市町村毎に実施されている移動支援事業を中心に、その実態を把握して分析した上で、移動支援に係る課題の整理を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>①自治体調査（悉皆あるいは抽出）、②事業所調査（抽出）、③利用者調査（抽出）を行う。</p> <p>自治体調査では、実施要綱等を基にして、給付対象者、サービス提供事業所及びサービス提供者の資格要件、報酬、利用料等について把握する。</p> <p>事業所調査では、従事者数、従業者の研修受講状況、利用者の障害の状況、利用者数、サービス提供時間数等について把握する。</p> <p>利用者調査では、障害の状況、利用目的、利用時間数、利用地域（範囲）、利用者負担等について把握する。</p> <p>それぞれについて、実態の把握と併せて、課題の整理を行う。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <p>① 自治体調査 給付対象者、支給決定手続き、利用者数、支給決定量、事業所及び従業者の要件、報酬単価、利用料等の実態把握と分析</p> <p>② 事業者調査 従事者数、従業者養成に係る研修及び現任研修等の受講状況、利用者の障害、利用者数、サービス内容（移動手段等）、サービス提供時間数、サービス提供時間帯、サービス提供可能地域、利用料、収支等の実施把握と分析</p> <p>③ 利用者調査 障害の状況、利用目的（ニーズ）、利用時間数、利用頻度、利用地域（範囲）、移動手段、利用者負担、満足度等の実施把握と分析</p> <p>④ ①～③の内容を踏まえた課題の整理</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係</p>

<p>指定課題 22</p>	<p>在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法においては、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等に対するサービスとして、自立支援給付（個別給付）では知的障害等に起因する行動障害等の特性を踏まえた行動援護や居宅介護等、地域生活支援事業では移動支援事業や生活支援事業などが設けられている。</p> <p>しかし、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等個人が、どのような状況の中で、どのようなサービスを利用しているのか等、個人個人に着目したサービスの利用状況については、十分な実態把握がされてこなかったところである。</p> <p>本調査研究では、今後の議論に資するために、在宅の知的障害者・精神障害者等のサービス利用の実態やニーズ等について把握し分析した上で、課題の整理を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>自治体又は事業所（訪問系サービスの事業所、相談支援事業所等）を通じて、在宅の知的障害者・精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の者が含まれる）等について、障害の状況、家族状況、ニーズ、サービスの利用状況等を含めた生活の実態を把握し、障害及び環境に応じてどのような支援の特徴があるのか明らかにするとともに、支援上の課題を整理する。</p> <p>併せて、（相談支援事業等を利用し）サービス利用について相談したが、結果として障害福祉サービス等のサービス利用に至ることなく在宅で生活している障害者等についても抽出し、サービス利用に至らなかった理由、その生活の状況等についても把握して分析し、課題等を明らかにする。</p> <p>なお、各々の障害特性を踏まえた支援の状況等について把握・分析できるように、調査対象の抽出については十分に留意すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅の知的障害者・精神障害者等の障害状況、年齢、家族状況等の環境によるニーズの相違等の分析 ② 在宅の知的障害者・精神障害者等の訪問系サービス等の利用状況（どのようなサービスを組み合わせて利用しているか等）、相談支援の利用状況と分析及びその課題 ③ 相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の保健師、民生委員等を通じて把握されたサービス利用に至っていない在宅の知的障害者・精神障害者等のニーズ、生活実態及び生活上の課題等の整理と分析
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係</p>

<p>指定課題 23</p>	<p>訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの利用者については、他の障害福祉サービス又は他制度（介護保険等）によるサービスを、どのように組み合わせて利用しているのか明らかでなく、国保連のデータでも把握が困難である。</p> <p>また、障害者等の医療機関や入所施設から地域生活への移行の推進が図られている中で、医療を必要としながらも在宅で生活する障害者等が増加してきており、これらの障害者等については、ヘルパーに認められている痰の吸引等、医療的なケアの提供を含めたサービスの利用状況が把握されていない。</p> <p>そこで、本調査研究では、今後の訪問系サービスのあり方等の議論の参考とするために、訪問系サービスの利用者について、以下の状況を明らかにする。</p> <p>① 他制度（介護保険等）のサービス利用状況 ② 医療が必要な者等のサービスの利用状況 ③ ヘルパー等が痰の吸引を実施している障害者等の状況</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等病名ごとの全国における患者数の推計について、これまでの文献・調査等の学問的見地から推計する。</p> <p>2 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等の関係団体の協力を得るなどして、在宅において訪問系サービスを利用している患者について、病名ごとに、サービスの利用状況等を調査票を用いて調査する。調査項目については、以下の内容を含めること。</p> <p>① 対象者の年齢、障害の状況 ② 障害者自立支援法の訪問系サービス以外の以下のサービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額、組み合わせの状況等）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付サービス（短期入所 等） ・ 介護保険（訪問介護、訪問看護 等） ・ 医療保険（訪問看護 等） ・ 生活保護（他人介護料 等） 他 <p>③ 医療サービスを必要とする者等の訪問系サービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額等）の把握 ④ 痰の吸引を必要とする者等の以下の状況についての実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパーによる痰の吸引を受けている利用者数 ・ その障害者等について、ヘルパー等を含むサービスの利用状況 ・ サービス利用に係る費用額 等 <p>3 1及び2に基づき、ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー等病名ごとに全国における訪問系サービスの利用者数を推計する</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書には、上記の調査項目の結果の他、障害、年齢、疾病等別に、そのサービスの組み合わせ利用の状況、その特徴及び課題等についても分析すること。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係</p>

<p>指定課題 24</p>	<p>障害児施設のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害児支援については、障害者自立支援法の制定の際、同法の附則において、施行後3年の見直しにおける具体的な検討項目の一つとされていたところである。</p> <p>これを踏まえ、「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」及び「社会保障審議会障害者部会報告」において、障害児通所施設について、「障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきである。」と提言され、また、障害児入所施設については、「現行障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべきである。」と提言されたところである。</p> <p>このため、今後の議論の参考として、障害児施設の一元化を含めた、障害児の障害特性に応じた適切な支援を可能とする施設のあり方について調査研究を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の障害特性に応じた適切な支援を可能とするための、障害児入所施設及び障害児通所施設の一元化を含む施設のあり方や施設体系等について検討すること。 ○ さらに、その施設体系における設備基準、人員配置基準、報酬、支援内容のあり方等について検討すること。
<p>期待する事業成果</p>	<p>今後の障害児施設の在り方についての検討資料とするため、本調査研究の報告には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害児施設の現状、問題点、課題（支援を必要とする障害児及び気になる段階の児童の状況、障害児の実態等について） ② 障害児施設の基本方針（施設の目的、他の児童福祉施設との関係、実施主体（都道府県、市町村）の役割分担、在園期間の延長、在宅支援等について） ③ 新たな制度における障害児施設の体系等（施設類型、一元化、医療型施設や福祉型施設等の整理について） ④ 新たな制度における障害児施設の基準等（名称、機能、支援内容、根拠法令、設備基準の在り方、職員配置の在り方、給付額と各種加算、相談支援機関や他施設等との連携等について） ⑤ 関係機関等との連携（医療、保健、福祉、教育、就労機関等との地域での一貫した支援体制について） ⑥ 今後検討が必要とされる課題（実施主体、統合化、小規模化、地域化等について）
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 障害児支援係</p>

<p>指定課題 25</p>	<p>障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害のある子どもやその家族に対する支援は、「児童福祉法」を柱として、「障害者基本法」等に基づき総合的な福祉施策を展開してきた。その後、平成18年にはノーマライゼーションの理念に基づき、「障害者自立支援法」が施行された。</p> <p>また、平成17年には発達障害者に対する支援の促進を目指した「発達障害者支援法」が施行され、平成19年には「特別支援教育制度」が導入されるなど、障害のある子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化してきている。</p> <p>障害児支援の強化については、「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」及び「社会保障審議会障害者部会報告」において、放課後等の居場所の確保、卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携、地域自立協議会の活用、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時における切れ目のない連携の必要性、また、個別の（教育）支援計画の作成と活用等、福祉施策と教育施策の連携を強化していく必要があると提言されたところである。</p> <p>このため、今後の議論の参考として、障害児に対する福祉施策と教育施策が連携し、適切な支援を可能とする総合的な障害児支援施策のあり方について調査研究を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児やその家族に対する、ライフステージを通じた医療、保健、福祉、教育、就労等、様々な関係者・機関の連携を強化し、特別支援学校等の在校中からの切れ目のない支援の実施のため、先進的な地域ネットワークによる好事例の収集等を通じ、一貫した、継続的な支援の分析とあり方への提案を行うこと。 ○ 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による現状分析と課題整理等、横断的な視点で幅広く検討すること。
<p>期待する事業成果</p>	<p>障害児支援の強化に向けて、地域における福祉施策と教育施策の連携した総合的な障害児支援施策のあり方について具体的な検討資料とするため、本調査研究の報告には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 卒業後の就労及び地域生活に向けた教育・福祉・労働に関する各施策の内容及び施策間の連携に関する現状と課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校在学中に行う就労に関するアセスメントのあり方、卒業後の地域生活や就労を見据えた取組を進めるための個別の（教育）支援計画の活用方法、地域支援ネットワーク会議のあり方について 等 ② 今後検討が必要とされる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎、通学手段（寄宿舍）、短期入所利用中の通学について 等
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 障害児支援係</p>

<p>指定課題 26</p>	<p>精神障害者地域生活移行支援のための当事者と障害福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザー研修プログラムの開発</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の地域移行は喫緊の課題であるが、他障害に比べて、精神障害者の障害福祉サービスの利用割合は低く、精神障害者にサービスを提供したことのない事業者が多いことが、地域生活支援の阻害要因となっていることが考えられる。 ○ また、これまで精神障害者の地域移行の支援等が自治体や事業所等が主体的となって支援提供を図ってきたが、当事者が主体的に障害福祉サービス等の利用ができる仕組み作りや当事者へのサービス利用等の普及啓発を行う必要がある。 ○ そこで、地域移行支援の更なる促進と、支援を担う事業者等の充実を図るため、精神障害者の支援をこれまで担ったことのない事業所（福祉、介護）に対して、精神障害者の支援を始める上での相談や技術的指導等を行うアドバイザーを養成するための研修プログラムを開発する。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査 精神障害者の支援を実施したことがない障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等に対して、精神障害者の支援を行う場合に必要と考えられる知識、情報等を調査 2) 精神障害者への障害福祉サービス利用普及啓発パンフレットの作成 精神科病院等の入院患者を含めた精神障害者への、障害福祉サービス等の紹介や利用方法等を含めた、3～4ページ程度の簡潔なパンフレットの作成と普及啓発の方法に関する提案を行う。 3) アドバイザー養成研修プログラムの開発 精神障害者地域移行支援特別対策事業における「地域体制整備コーディネーター」が、各地の精神障害者に対する支援の経験がない事業者のアドバイザーとしての活動ができるよう教育する研修プログラムを開発し、研修会の実施を通じて当該プログラムの評価を行う。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者への介護・福祉サービス提供に必要とする情報等の調査結果。 ・精神障害者への支援状況、支援に関する課題、必要な知識・情報及びサポート内容等を調査項目に含めること。 ○ 当事者向けの障害福祉サービス利用普及啓発パンフレット。 ・障害福祉サービスの紹介、利用方法等が当事者の目線からわかりやすく表現されていること。 ○ 都道府県担当職員、地域体制整備コーディネーター等を対象とする研修会の開催（3回程度）と、研修プログラムの評価結果。 ・調査結果を踏まえた研修内容となっていることが望ましい。 ・精神障害者の特性、地域移行支援と地域生活支援の重要性及び基本的な支援ノウハウのアドバイス方法が内容に含まれていること。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 障害保健専門官</p>

<p>指定課題 27</p>	<p>未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ（訪問）支援モデルの開発と普及</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合失調症の患者は、重症化した際に社会生活に支障をきたし、自ら支援を求めることが困難になりやすいことから、アウトリーチ（訪問）による、医療・福祉の総合的な支援が必要。 ○ 平成22年度より、受療中断や服薬中断により再発した精神障害者や未受診者等に対して、行政と民間が連携し、多職種によるアウトリーチ（訪問による支援）を通じ、入院を要する状態を回避する（いわゆる「危機介入」）ために「地域定着支援事業」が創設された。 ○ 保健所等の行政機関と、医療機関・訪問看護ステーション等民間の関係機関が連携して「地域定着支援事業」を適切かつ効果的に運営するためのマニュアル作成、各地域における実施の促進を図ることを目的とした研修プログラムの開発を行う。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 地域定着支援事業運営マニュアルの作成 支援対象者の定義、多職種チームの構成・役割・具体的な配置方法、24時間支援体制の整備と運営方法、行政機関と医療・福祉サービス機関との具体的な連携方法、関連する法制度の解釈等に関して、支援体制モデル例を含めた実用的なマニュアルを作成する。 2) 地域定着支援の研修プログラムの開発 地域定着支援事業マニュアルを踏まえた研修プログラムを作成、試行的に研修会の実施した上で、研修プログラムの評価を行う。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域定着支援事業運営マニュアルの作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の定義、多職種チームの構成・役割・具体的な配置方法、24時間支援体制の整備と運営方法、行政機関と医療・福祉サービス機関との具体的な連携方法、関連する法制度の解釈等が含まれていること。 ○ 行政担当者、保健所、精神保健福祉センター職員、精神科在宅医療・看護及び相談業務従事者、相談支援事業者等への地域定着支援に関する研修会実施（全国3カ所程度）と、研修プログラムの評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに沿った研修内容となっていること。 ・研修会には具体的な実践例が含まれていること。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 障害保健専門官</p>

<p>指定課題 28</p>	<p>依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>○ アルコール依存症、薬物依存症等の依存症者については、精神障害者に含まれてはいるものの、既存の精神保健福祉サービスの枠組みにおいては対応しにくく、十分な支援が行われていない現状がある。依存症者やその家族に必要な保健福祉サービスについての調査・研究が必要である。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>○ 依存症の自助団体や回復施設、家族会等からのヒアリングや現地調査等により、依存症者やその家族に対する支援の現状とあるべき保健福祉サービスについて検討を行い、具体的な対応策を提示する。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>○ 依存症当事者、支援者、家族等が参加する討論会の開催。 依存症者の支援を行うに当たっての、以下のような課題に関して、当事者や関係者が経験を共有し学ぶ場となるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助団体や回復施設の運営上の課題と工夫 ・ 家族等の悩みと支援の方法 ・ 地域における支援の場の開発と関係者のネットワークづくり <p>○ 新法で整備すべき依存症者が活用しやすいサービス類型の提示。 障害福祉サービスの枠組み等により依存症者の支援を行う場合の課題を整理し、依存症者が活用しやすく、自助団体・回復施設が提供しやすいサービスのあり方についてまとめたもの。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 心の健康係</p>

<p>指定課題 29</p>	<p>保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての調査とマニュアルの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゲートキーパー」とは、精神疾患や自殺のサインに気付き、見守りや助言を行い、専門相談機関への相談につなぐ役割が期待される人材を意味するものである。 ○ こんにちは赤ちゃん事業、介護予防事業、児童福祉・生活保護担当職員による訪問等、地方自治体等で実施されている既存の保健福祉事業には訪問活動を実施しているものが多数ある。 ○ 活動の目的が精神保健に関するものでなくても、その対象となる者や家族には、うつ病、統合失調症等の患者が多く、それらの患者は自ら精神疾患に関する相談窓口を訪れたり支援を求めることが困難なことが多い。 ○ 訪問活動従事者をゲートキーパーとして、未治療の精神疾患患者の支援を行うことにより、精神疾患患者の地域生活支援を効果的に実施できる可能性がある。また、当該対象者は自殺のハイリスク者でもありと考えられ、自殺防止にも資するものである。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等における既存の訪問活動について、精神保健対策の視点を踏まえた活動のあり方について先進事例の調査等も含めた検討を行う。 ○ 訪問活動を通じて、精神保健のゲートキーパーとしての機能を発揮するため、その実施や人材育成、関係機関との連携についての具体的な手法を開発し、マニュアル化する。なお、うつ病等による自殺リスクにも気づくことができるよう配慮する。 ○ さらに、具体的な自治体において、モデル的に人材育成等を行い、未治療の精神疾患患者を発見した際に援助機関・医療機関等への紹介を行うこと等を通じて、ゲートキーパー機能の向上のための課題や方策を明らかにし、マニュアルや人材育成研修プログラムに反映させる。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等での訪問活動における精神保健対策（自殺防止の観点を含む）のマニュアルの作成。 マニュアルには、以下の内容を含むものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等が、精神保健・自殺のゲートキーパーとして活動できるための、具体的な人材育成方法、関係部局との実践的な連携の構築方法、実施に際して生じた課題の解決方法 ・母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等への研修等を行った際の教材 ○ 母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等を精神保健・自殺のゲートキーパーとして養成するためのモデル的な人材育成研修の実施。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 心の健康係</p>

<p>指定課題 30</p>	<p>精神疾患の社会的コストの推計</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患患者が323万人（平成20年）にのぼり増加傾向にあり、精神疾患の国民生活への影響は甚大である。 ○ 英国においては、精神疾患の社会的コストについて、公的機関が試算を行い、対策に活用されている（参考：The King's Fund. Paying the Price, The cost of mental health care in England to 2026）。なお、当該試算には自殺に関するコストの試算も含まれている。 ○ 我が国においても、精神疾患への対策を、国民的な優先的な政策課題として推進するためには、その重大性について、社会的な合意を一層深める必要がある。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患について、疾患別、男女別、年齢別等の発生件数・罹患人数とともに、逸失賃金、医療や福祉サービス等の直接のコスト、家族介護の手間などの間接的コスト、自殺による経済損失等を推計することにより、我が国における精神疾患の社会的コストの総量を試算する。 ○ また、精神保健施策や治療法等を導入するなど、精神疾患に関する様々な施策を実施した場合の便益についても定量的に試算を行う。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記手法に基づく推計の、具体的な推計手法、推計結果をまとめた報告書・推計に用いたデータ及び出典、推計の際に用いた仮定の内容、推計方法を明らかにすると共に、推計の対象とした疾患、コストや便益の範囲等を具体的に明らかにしたもの。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 心の健康係</p>

<p>指定課題 31</p>	<p>高齢精神障害者の生活の場の確保と社会資源の活用に関する調査と提言。</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年患者調査によると、精神病床入院患者の約半数（48%）が65歳以上となるなど、精神科入院患者の高齢化の進展が著しいが、高齢精神障害者はADLの障害や身体疾患を併せて有する割合が高くなっている。 ○ このため、精神病床入院患者の退院促進に当たっては、介護や身体疾患への医療の提供体制の確保を併せて行う必要がある。 ○ 一方、今後、高齢精神障害者の生活の場の確保に当たっては、新たな生活の場の創出と併せて、精神病床の削減を図る際に生ずる既存の建築物や精神科医療機関に雇用されている介護・看護職員等を活用策についても検討する必要がある。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関が病床削減を行った事例を調査し、改築の方法等建築物に関する観点、資金繰り等経営上の観点、人材の研修や配置転換など人事上の観点、医療機関等の運営上の観点等から、現場におけるこれまでの様々なノウハウや課題を抽出する。 ○ 精神科病院が病床削減を伴って業務の改革を行う際に、建築物や専門人材等の経営資源を有効に活用するために、今後政策的に解決すべき課題を明らかにする。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の病床削減におけるノウハウ等の事例集。 他の医療機関等においても活用できるよう、実施における課題と、その解決方法、スケジュール等について、以下の観点等を含め具体的に記載したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・改築の方法等建築物に関する観点 ・資金繰り等経営上の観点 ・人材の研修や配置転換など人事上の観点 ・医療機関等の運営上の観点 ○ 精神科病院の業務改革に必要な政策的提言。 上記事例を含め、改革に向けた政策的課題とその解決策について、建設的な提言を行うもの。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課 企画法令係</p>

<p>指定課題 32</p>	<p>触法精神障害者(医療観察法対象者含む)の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデル等の作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>医療観察法の施行後4年以上が経過し、通院対象者が増加局面にあるなか、触法精神障害者(医療観察法対象者含む。以下、同じ。)の地域生活・社会復帰支援の充実が求められているが、地域の社会的資源の不足や地域の関係機関間の連携が十分に機能していないなどの課題があるため、新たな精神医療体制の構築を進めていくなかで触法精神障害者についても地域社会で自立した生活を営むことができるように進めていくことが極めて重要である。</p> <p>また、平成21年度の障害福祉サービスの報酬改定において障害福祉施設における通院対象者の相談援助や個別支援が評価対象とされたが、当該サービスの実施にあたっては、専門的技能と知識を有する福祉職種等の育成が課題となっている。</p> <p>このため、「地域社会における処遇のガイドライン(以下、「地域処遇ガイドライン」という。)」に基づいた運用状況の評価・課題把握や地域処遇開始時に必要とされる社会的資源の体制強化を目的とした基金事業(医療観察法地域処遇体制強化事業)の事例集積を行うとともに、地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムの作成など触法精神障害者の地域生活・社会復帰を支える支援体制のあり方について包括的に検証・分析することで、精神保健福祉施策の改善に向けた政策立案につなげることを本調査研究の目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域処遇ガイドラインに基づいた地域生活や社会復帰の状況の個別事例や基金事業の事例集積などを通じて、人口規模・社会資源の整備状況に応じた適切な地域生活・社会復帰支援モデルを提示する。 ○ 地域生活・社会復帰支援モデルを踏まえ、障害福祉施設の福祉職種や行政関係者に求められる人材水準の指針、教育モジュール・方法を考案し、触法精神障害者の地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムを提示する。 ○ 人材育成プログラムを踏まえた研修会・ワークショップの開催を通じ、専門的人材の育成を図るとともに、効果的かつ効率的な教授方法について検証する。
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域処遇ガイドラインに基づいた地域生活や社会復帰の状況の把握と人口規模・社会資源の整備状況に応じた適切な地域生活・社会復帰支援モデルの作成。 ○ 障害福祉施設や行政において触法精神障害者の地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムの作成。 ○ 人材育成プログラムに基づき、障害福祉施設の福祉職種や行政関係者を対象とした研修会・ワークショップの開催と教授法の検証。
<p>担当課室・係</p>	<p>精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室 指導係</p>